

産業廃棄物処理業における環境 配慮に関するフォーラム（2013.3）

「廃棄物処理業の更なる発展を目指して」

行政書士 北村 亨

1. はじめに

① 産廃処理業の最近の動向

経緯 — 最近の10年間余の目立った現象

- ・不法投棄、ダイオキシン、アスベスト飛散、フロンガス等の問題が各地で発生、東日本大震災による災害廃棄物の発生、原発事故に伴う放射能汚染

被害 — 住民の直接の監視が困難な場所

- ・目視で確認困難な状況で発生し被害拡大

対策 — 法の改正、整備により規制指導実施

- ・法令の整備と産廃処理業者の協力遵守を要請
- ・環境指導面で、行政の体制、取組が一層強化
- ・施設設置・運営に住民からの意見聴取、
住民への情報公開

②悪貨が良貨を駆逐する

- 産業廃棄物の処理は、事業活動、企業活動である
 - ・生産活動同様に、環境汚染防止の措置が必要
- 廃棄物処理は、排出者にとっては不要物の処理
 - ・廃棄物処理に適正な費用負担の動機付が薄い
- 廃棄物処理は、適正処理の努力がなされてきた
 - ・排出者と処理業者の意識は多種多様、良悪併存
- 廃棄物業界は構造的に悪貨と良貨とのせめぎ合い
 - ・悪貨の流れに巻き込まれないよう注意が必要
- 地域の環境問題として廃棄物の問題が顕在化する例が後を絶たない
 - ⇒結果、行政の規制指導、取締が厳しく行われている

3

③処理施設の立地、住民同意

- 産業廃棄物にも物流問題がある
 - ・大量発生の大都市圏から地方圏へ
- 処理施設の立地要件
 - ・安い地価、安い人件費、高速道近い
 - ・地元で拒絶反応が少なく協力的
 - ・土地の形状、広さ、立地の障害施設無い
- 施設設置許可申請には紛争、訴訟が付随
 - ・自治体では住民同意の行政指導あり
 - ・環境配慮が根本の施設計画、運営が必要

4

④—1 広域処理、搬入制限の是非

- 産業廃棄物は、排出地域以外の広域処理
（＝他県への搬入）が容認されている
- 廃棄物に対する忌避観念が有る。（良し悪し別）
 - ・他地域の不要物を自地区で受入処理（？）
 - ・マイナス価値物、迷惑物。余計物（？）
- 自区域外の産廃搬入に行政指導を実施
 - ・事前の届出、協議、承認、搬入枠設定

5

④—2 広域処理、搬入制限の是非

- 自区域外の産廃埋立処分には産廃税賦課
 - ・賦課方法は各県で独自に設定

⇒流入抑制措置は現状ではやむを得ない
広域処理に逆行するが自衛の措置
- 広域処理の場合、運搬コストが、処分費に
上乗せされ、結果的に処分費がアップする
- 中間処理における選別を徹底的に行い、
資源化率を向上させることが重要な鍵
- 中間処理施設では選別精度のアップの取組み

6

2. 廃棄物処理が地域環境と調和していくために

① 環境配慮とは何か

○環境配慮とは何か？

「環境配慮」の用語は、聞き慣れない、使い慣れしていない、キャッチフレーズとしても迫力が無い。

- 立場によって、認識の視点に差異が存在。
- 行政の立場＝地域の環境保全の在り方、
廃棄物処理計画、許可権者としての方針。
- 住民の立場＝廃棄物施設は迷惑施設、飛散・流出・地下浸透の防止。他地域物はご遠慮。
- 産廃処理業者の立場＝環境保全を第一優先、
法令基準順守、適正な維持管理体制確保

7

② 廃棄物の適正処理はなぜ必要か

- 「地域環境との調和」と相反する行為が、
不法投棄であり、不法焼却
 - ・廃棄物処理法等の環境法令の成立の背景には、
水俣病、四日市喘息などの公害問題
 - ・廃棄物処理法以前は、事業者責任もあいまい、
産業廃棄物の概念も無かった
 - ・市町村の処理責任だけでは処理が不可能、
法的なルールが必要
- ⇒廃棄物処理法、水濁法、大防法などの
環境法令成立により環境保全の取組みが開始

8

③ 適正処理と環境配慮(中間処理、最終処分)

- ・廃棄物は、マイナス価値の存在であり、
商品などの有価物とは別途の扱い
- ・廃棄物を環境に調和させ、相容れる存在とする
ためには、法令に基づく適正処理が前提
- ・資源・エネルギー化の拡大、可燃性廃棄物の
燃料化、食品廃棄物の飼料化・堆肥化が推進
- ・あらゆる中間処理、資源化処理の最後は、
最終処分の埋立処分が必然的に要求される
- ・最終の受入処分先が確保出来ないと、中間処理、
資源化、リサイクルのルートが中断する

9

3. 廃棄物処理業における環境配慮の取組

①-1 住民理解と環境配慮の取組み

・廃棄物処理業において、環境配慮と住民理解
は大前提であり表裏一体

「環境配慮」の反意語＝「環境汚染」

・地元の協力体制を構築することで、処理事業
の継続性が担保される。

「地元の理解」が処理施設運営の必須要素

・処理業者の環境配慮への姿勢によって、地元
の理解と協力が獲得できる。

「行政の判断」も地元の理解を前提とする

10

①-2 事例

・事例1:

処理施設の搬入公道での土埃対策として
自社散水車による定時散水を毎日実施
散水には、井戸水を使用

・事例2:

持込受入専門の中間業者【埼玉県】
地元住民との良い近隣関係を構築のため
⇒敷地内に出入り自由な公園を開設
⇒夏祭り、ホタルの飼育。

11

①-3 事例

・事例3:

飲料缶(一廃)の販売に伴う回収拠点施設(中間処理施設)は、市の環境教育拠点施設に指定され、見学者が多数

12

② 環境配慮に反した最近の事例

- 利根川水系にて、産廃の中和処理の放流水により
浄水場(埼玉県、千葉県、東京都)が給水停止
原因:中和施設から処理不能な物質を放流した。
浄水施設で塩素と反応⇒有害物質生成
結果:三県の知事は当該廃水処理委託した
事業者(約3億円の損害賠償請求(訴訟中))
対策:国は、排水の規制物質の見直しを実施。
責任:排出事業者か、産廃処理業者か
法の趣旨からすれば、排出者責任が問われる

13

③ 環境配慮の基本は法令遵守

- 処理業者の環境配慮とは、法令遵守が前提
理由:許可を受けている立場では、
廃棄物法令抜きの環境配慮は無い。
対策:廃棄物処理法の理解と実践しかない
具体的違反例:
・委託契約書無しの業務受託。
・マニフェスト伝票無しの引き受け。
・再委託による業務委託(再委託基準非遵守)
・積保施設での大量かつ長期の保管など。

14

4. 廃棄物処理業の更なる発展のために

① ISO14001又はエコアクション21の認証取得

- ・処理業者として認証取得により
「環境配慮」への取組の手掛かりとする。
- ・認証取得は目的とはしない。(目的化の傾向大)
環境配慮の取組の手段、方法と位置付ける。
- ・認証取得のプロセスにて、外部審査機関の
チェックを受けて、問題点を把握する。
⇒弱点の指摘と、改善に意味がある。

15

② 優良産廃処理業者認定制度認定取得にチャレンジ

- ・制度として認定取得のハードルは高くない。
- ・栃木県内8社、宇都宮市2社(H25.3.1、産廃処分量)
- ・ポイントは、
 - ①情報公開(産廃ネット加入など)6月間以上
 - ②電子マニフェスト制度(JWNET)に加入
 - ③ISO14001、エコアクション21等の認証
 - ④財務体質の健全性(自己資本率10%以上、法人税、社会保険料の滞納が無い等)
 - ⑤過去に改善命令以上の不利益処分が無い

16

③環境配慮契約法に産廃処理委託契約追加

・環境配慮契約法基本方針において、新たな類型として「産廃処理委託契約」が追加されることが閣議決定（H25.2.5）

・入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力等を定めた上で、裾切り方式

・具体的な条件は各自治体において設定

17

④-1 産廃処理ビジネスが期待される分野

○処理技術の開発が国、県から期待されている分野

- ・放射能汚染物の除染処理
- ・アスベスト関連物の適正処理

○エネルギー確保関連、燃料源確保分野

- ・可燃性廃棄物の固形化燃料関連
- ・木くずのチップ化等
- ・バイオ発酵によるガス生産

○新法令の施行で、資源化処理が要請されている分野

- ・食品等有機物関連廃棄物の堆肥化、飼料化
- ・小型家電関連廃棄物の資源化

18

④-2 事例

- 事例1:

国の政府三省(農水、環境、経産)から
廃棄物処理施設の建設補助金の交付を
受ける。(東京スーパーエコタウン事業者)

- 事例2:

限界集落となっている町議会が、産廃処
理業の誘致決議。(建設混合廃棄物処理業者)
北陸地方で管理型埋立処分場を建設中

19

⑤ まとめとして「社内体制の強化を！」

- ・廃棄物処理業は、法成立施行されて約40年余。
 - ・産業としては、将来の可能性のある事業分野。
 - ・環境ビジネスの中核を担うは廃棄物分野か？
- ・課題は、創業者から次世代への事業承継か？
- ・会社の発展の重要なカギは何か？
人材育成、人材開発、人材確保
- ・社会経済情勢は大きく変化している。
信頼される経営に務めていただきたい。
社会的にも。地域的にも。社内的にも。
ご清聴有難うございました。

20

**北村行政書士・
産廃コンサルティング総合事務所(概要)**

- 代表者：北 村 亨
- 所在地：東京都中野区新井2-31-17 メゾン松井103号
- 電 話：03-5942-8295 FAX：03-5942-8296
- E-mail：consult.kita@sky.plala.or.jp
- ホームページ：<http://www.consult-kita.com/>
- 資 格：行政書士、環境カウンセラーほか
- 講 師：(社)日本環境衛生センター、船井総合研究所(株)
- 顧問・コンサル契約先：高俊興業(株)ほか産廃処理会社10社
- 職 歴：東京都庁で廃棄物関連業務、高俊興業(株)元取締役
社)東京産業廃棄物協会元専任相談員